

宇和島市住宅リフォーム補助事業 手引き（令和 7 年度版）

住宅の増改築やリフォーム工事費用の一部を補助いたします。

住環境の整備の推進や、地域経済活性化のための制度です。

【申請受付期間】 令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 予算終了まで

必ず、工事着工 1 週間前まで
に申請してください。



宇和島市建設部建築住宅課

電話：0895-49-7028（課直通）

1. 補助の対象

(1) 【対象となる人】

- ☐ 市内在住の人（宇和島市の住民票が取得できる人）
- ☐ これまで同補助金の交付を受けていない人
- ☐ 住宅に居住する人全員（以下「世帯全員」）が、市税等の滞納が無いこと
- ☐ 世帯全員の、令和6年1月～12月の所得総額が下記であること



- ◇一般の世帯：550万円以下
- ◇子育て世帯：550万円に子ども1人につき
100万円を加算した金額以下
(右表参照)

18歳以下の 子どもの人数	所得総額
0人	550万円以下
1人	650万円以下
2人	750万円以下
3人	850万円以下

※所得とは、

所得 = 年収（売上・年商）－ 所得控除額（必要経費）

※子育て世帯とは、

世帯内に0歳から18歳(令和8年3月31日時点)までの子どもがいる世帯

(2) 【対象となる住宅】

- ☐ 市内にある持ち家住宅（申請者本人、配偶者、親または子名義の住宅）
- ☐ これまで同補助金の交付を受けていない住宅
- ☐ 建築後、10年以上経過した住宅
- ☐ 所有者がリフォームを承諾している住宅
- ☐ 集合住宅においては、申請者が居住している部屋（賃貸している部屋は不可）
- ☐ 併用住宅(店舗兼住宅)においては、延べ面積の1/2以上が居住用であること
(補助対象は居住部分のみ)



(3) 【対象となる工事】

- ☐ 補助対象工事費が50万円以上であること（消費税を含む）
- ☐ 市内に本店・支店等があり、市内の店舗名で工事請負契約を締結できる建築業者等が施工する工事
- ☐ その他、対象となる工事は「6. 対象工事一覧」を参照



2. 補助率

- ◇一般の世帯：補助対象工事費の10%（1千円未満切り捨て）、上限20万円
- ◇子育て世帯：補助対象工事費の15%（1千円未満切り捨て）、上限30万円

3. 注意事項

- 補助金交付申請は、必ず補助対象工事着工1週間前までに手続きをしてください。
工事着工後の申請については、補助対象外となります。
- 補助金交付申請後の増額変更はできませんので、申請前に十分検討してください。
- 申請書等の書類が揃った時点で受付となります。予算がなくなり次第終了します。
- 令和8年3月27日(金)までに完了実績報告書が提出できる人が対象となります。

4. 提出書類

(1) 交付申請時

▼申請者本人が記入するもの

- ① 宇和島市住宅リフォーム補助金交付申請書

▼業者へ依頼（相談）するもの

- ② 契約書（工事請負）または請書の写し
- ③ 見積書（工事内訳）の写し
- ④ 住宅の所在地が特定できる地図の写し
- ⑤ 住宅の全景写真と補助対象工事箇所の写真

（2～4枚程度ずつA4用紙に集約し、写真の内容を記入すること。）



▼市役所へ申請するもの

- ⑥ 世帯全員の住民票の写し（続柄記載のもの）＜1階市民課＞
- ⑦ 固定資産評価証明書等、所有者・建築年数が証明できる書類＜5階税務課＞
- ⑧ 世帯全員の所得課税証明書（令和6年分）＜5階税務課または1階市民課＞

※所得のない方も提出が必要（18歳以下の学生は除く）

◇ 4月～6月中旬までに申請される方

- ・申請時 : 令和5年分を提出（暫定版）
- ・完了報告時（6月下旬以降） : 令和6年分を提出（確定版）

※確定版提出時、所得総額が限度を超える場合は補助対象外となります。

◇ 6月下旬以降申請される方

- ・申請時 : 令和6年分を提出（確定版）

- ⑨ 世帯全員の市税等に未納がない証明書（納税証明書）＜5階税務課＞

▼市役所へ申請または住宅所有者へ依頼するもの（下記該当する場合）

- ⑩ 住宅の所有者が申請者以外の場合

◇ 所有者が健在のとき

- ・所有者が別世帯の場合、その関係が分かる戸籍謄本＜1階市民課＞
- ・所有者の改装承諾書（共有名義人を含む）

◇ 所有者が死亡のとき

- ・所有者の法定相続人が分かる戸籍謄本＜1階市民課＞
- ・法定相続人全員の改装承諾書
- ・固定資産課税台帳兼名寄帳＜5階税務課＞

▼申請者本人が記入するもの（下記該当する場合）

- ⑪ 申請者がリフォーム後に当該住宅に住民票を異動する場合は、誓約書
- ⑫ 補助対象住宅が併用住宅である場合は、住宅の平面図

(2) 工事完了後

▼申請者本人が記入するもの

- ① 宇和島市住宅リフォーム工事完了実績報告書
- ② 補助金請求書



▼業者へ依頼（相談）するもの

- ③ 工事代金領収書の写し
- ④ 補助対象工事箇所の工程写真と完成写真
- ⑤ 増改築工事で確認済証を受けた場合は、
 - ・完了検査済証の写し
- ⑥ 工事内容が変更となった場合は、
 - ・工事請負変更契約書（変更請書）
 - ・変更内容が分かる工事内訳見積書の写し

※補助対象工事額が増額となっても、補助金の増額は認められません。

▼市役所へ申請するもの

- ⑦ 4月～6月中旬までに申請された方は、
 - ・世帯全員の所得課税証明書（令和6年分）＜5階税務課＞

5. 手続きの流れ

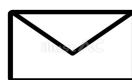
- ① 申請者：補助金交付申請書等を建築住宅課に提出 **※工事着工 1 週間前までに**



- ・ 交付申請書（宇和島市住宅リフォーム補助金）
- ・ 住宅リフォームに係る契約書・見積書の写し
- ・ 補助対象住宅の所在地が特定できる周辺図
- ・ 住宅リフォーム前の写真（全景写真、補助対象工事箇所）
- ・ 世帯全員の住民票、所得課税証明書、市税滞納がない証明書
- ・ 固定資産評価証明書（所有者・建築年数を証明できる書類）
- ・ 住宅の所有者が申請者以外るとき、必要な書類（改装承諾書等）
- ・ リフォーム物件所在地が現住所と異なる場合は誓約書
- ・ 併用住宅の場合は、住宅の平面図



- ② 市役所：申請内容の書類審査及び交付決定を行い、補助金交付決定通知書を申請者へ通知



- ③ 申請者：通知書受領後、リフォーム工事に着手

※補助対象工事をする箇所の**工程写真と完成写真**が必要となります。



- ④ 申請者：リフォーム工事の完了（報告書類の提出）



- ・ 完了実績報告書（宇和島市住宅リフォーム工事）
- ・ 工事代金領収書の写し
- ・ 住宅リフォーム後の写真（工程写真、完成写真）
- ・ 補助金請求書
- ・ 世帯全員の所得課税証明書（4 月～6 月中旬までに申請された方）
- ・ 工事内容が変更となった場合は、変更請求書等必要書類
- ・ 増改築工事で確認済証を受けた場合は、完了検査済証の写し



- ⑤ 市役所：報告書の内容審査及び補助金額の確定を行い、補助金交付額確定通知書を申請者へ通知



- ⑥ 市役所：補助金請求書に基づき、申請者の指定口座に補助金振込

※請求日から 30 日以内を目処とする。



6. 対象工事一覧

No	リフォーム等の内容	対象	備 考
■	<外装改修>		
1	屋根・屋上【葺き替え、塗装、防水工事】	○	コーキング改修を含む。
2	外壁・軒天【張替、塗装】	○	コーキング改修を含む。
3	基礎・土台等【補修、改修】	○	コーキング改修を含む。
4	玄関・サッシ、雨戸等【取替え、改修】	○	
5	雨どい【塗装・取替】	○	
■	<室内改修>		
6	台所、浴室、トイレ等【水回りのリフォーム】	○	ガス、給排水管の工事を含む
7	システムキッチン【設置、取替】	○	カウンター、棚、収納等を含む
8	間仕切りの変更、内装改修	○	
9	床【フローリング・畳表替え等】	○	シアリ駆除・シアリ防止等の床処理を含む。
10	壁、天井【クロス等の張替】	○	断熱化・塗装も含む。
11	ドア、襖、障子等【建具の交換工事】	○	
12	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
13	窓ガラス・網戸の交換	○	
14	火災報知器の設置	○	電池式も対象。
15	ホームエレベータの設置	○	
16	換気扇、換気空清機ロスタイの設置	○	
17	防犯装置（監視カメラ、赤外線防犯システム、テレビドアホン、防犯用ライト等）	○	
18	ガス、電気給湯器・灯油ボイラー・電気温水器、IH機器、床暖房設備、蓄熱暖房設備の設置工事	○	オール電化工事等と一体であればIHクッキングヒーターも可。（据え置き型でも可。）
19	バリアフリー工事、手すり整備	△	他の補助制度を利用するものは対象外。
20	単なる電気製品の購入、配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
21	単なる電話、テレビ、インターネット等の配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
22	単なるエアコン、証明器具等の設置や取替え	×	リフォーム工事ではないため不可。
■	<外構工事等>		
23	住宅と別棟の車庫、カーポート、物置等の設置工事	×	住宅ではないので不可。
24	外構工事（門・塀・擁壁・舗装等）	×	住宅ではないので不可。
25	造園工事（屋上緑化含）	×	住宅ではないので不可。
26	太陽光発電システム工事	×	屋根と一体でも不可。
27	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	
28	ウッドデッキ、パーゴラ（東屋）の設置	△	住宅ではないので不可。住宅と一体であれば可。

29	下水道等排水設備工事	△	リフォーム工事等と一体であれば可。(指定工事店により施工すること)
30	浄化槽の設置及び解体工事	△	他の補助制度を利用する場合は対象外。
■	<増築・改築・解体・その他>		
31	住宅の増築・減築	○	確認済証を受けたものは、完了報告時に検査済証を添付すること。
32	併用住宅のうち居住部分(住宅専用部分)	△	住宅の平面図(間取り図)を添付すること。
33	併用住宅のうち店舗・事務所等の非居住部分	×	非居住部分の工事は対象外。
34	住宅の解体工事	△	増改築に伴うものは可。
35	住宅の改築又は耐震化工事、耐震改修工事	△	他の補助制度を利用する場合は対象外。
36	その他	△	個別審査により決定。